

京都市自然風景保全条例の一部を改正する条例(平成22年12月22日京都市条例第40号)(都市計画局都市景観部風致保全課)

自然風景保全地区内における重要文化財等の保存に係る行為等について許可又は届出を要しないこととするとともに、規定を整備することとしました。

1 許可を受けることを要しないこととする行為

(1) 京都府文化財保護条例の規定により指定された京都府指定有形文化財, 京都府指定有形民俗文化財又は府指定史跡名勝天然記念物の保存に係る行為

(2) 京都市文化財保護条例の規定により指定された京都市指定有形文化財, 京都市指定有形民俗文化財又は市指定史跡名勝天然記念物の保存に係る行為

(3) 京都市屋外広告物等に関する条例の規定の適用を受ける屋外広告物の表示若しくはその掲出物件の設置又はこれらの規模, 形態若しくは意匠の変更に係る行為

2 届出をすることを要しないこととする行為

文化財保護法の規定により指定された重要文化財若しくは重要有形民俗文化財, 同法に規定する埋蔵文化財又は同法の規定により指定され, 若しくは仮指定された史跡名勝天然記念物の保存に係る行為

3 規定整備

従来, 工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事を施行する者について, 「工事施行者」と定義していたが, これを建築基準法の規定において使用されている「工事施工者」に合わせることにします。

この条例は, 平成23年4月1日から施行することとしました。

京都市自然風景保全条例の一部を改正する条例を公布する。

平成22年12月22日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 40 号

京都市自然風景保全条例の一部を改正する条例

京都市自然風景保全条例の一部を次のように改正する。

第9条第1項第3号を次のように改める。

(3) 文化財保護法第27条第1項の規定により指定された重要文化財, 同法第78条第1項の規定により指定された重要有形民俗文化財, 同法第92条第1項に規定する埋蔵文化財又は同法第109条第1項の規定により指定され, 若しくは同法第110条第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物の保存に係る行為

第9条第1項中第7号を第11号とし, 第6号を第10号とし, 第5号を第9号とし, 第4号の次に次の4号を加える。

(5) 京都府文化財保護条例第7条第1項の規定により指定された京都府指定有形文化財, 同条例第36条第1項の規定により指定された京都府指定有形民俗文化財又は同条例第43条第1項の規定により指定された府指定史跡名勝天然記念物の保存に係る行為

(6) 京都市文化財保護条例第6条第1項の規定により指定された京都市指定有形文化財, 同条例第30条第1項の規定により指定された京都市指定有形民俗文化財又は同条例第36条第1項の規定により指定された市指定史跡名勝天然記念物の保存に係る行為

(7) 京都市屋外広告物等に関する条例の規定の適用を受ける屋外広告物の表示若しくはその掲出物件の設置又はこれらの規模, 形態若しくは意

匠の変更に係る行為

(8) 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

第10条第1項中第14号を削り、第15号を第14号とし、第16号から第23号までを1号ずつ繰り上げ、同条第2項中「前条第1項第5号」を「前条第1項第9号」に改め、同条第3項中「前条第1項第6号」を「前条第1項第10号」に改める。

第11条第1項第1号オ中「工事施行者」を「工事施工者」に、「施行する」を「する」に改め、同項第2号イ中「工事施行者」を「工事施工者」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「の各号」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の京都市自然風景保全条例第9条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る行為について適用し、同日前の申請に係る行為については、なお従前の例による。

(都市計画局都市景観部風致保全課)